

5 情報の共有(第9条関係)

(1)通告受理機関における情報共有(第9条第1項)

児童虐待に関する情報については、「児童虐待対応連携マニュアル」に沿って、子ども総合センター、各区子ども・家庭相談コーナー及び学校・幼稚園・保育所等の間で適切に情報共有しました。

(2)市から転出先地方公共団体への情報伝達(第9条第2項)

ア 子ども総合センターから、転出先の市町村・児童相談所への引継ぎ

支援していた児童等が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、引継ぎを実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども総合センターが引継ぎを実施した件数	31 件	56 件	49 件

イ 保育所対応コーディネーター(保育カウンセラー事業)

令和元年度から、保育所対応コーディネーターが、保育所、子ども総合センター、区役所子ども・家庭相談コーナーとの連携を図り、市外転出、転入等について切れ目ない支援を行うために、情報のつなぎを行いました。

(3)市と警察の情報共有(第9条第3項)

ア 児童虐待が疑われる児童の情報共有

平成28年11月、児童虐待事案に迅速、的確に対応し、児童の安全を確保するために、福岡県警察本部、福岡県、福岡市、北九州市の4者で、「児童虐待が疑われる児童の情報共有に関する協定」を締結しました。

警察は、児童虐待が疑われる現場に臨場する前に、本協定に基づき子ども総合センターに過去の対応状況等について照会し、子ども総合センターは可能な限り情報を提供しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども総合センターから警察への情報提供件数	208 件	184 件	100 件

イ 子ども総合センターが受理した児童虐待事案の情報共有

平成30年11月、更なる連携強化を図り、児童の安全確保や必要な支援の実施につなげるため、福岡県警察本部、福岡県、福岡市、北九州市の4者で、「児童相談所が受理した児童虐待事案の情報共有に関する協定」を締結しました。

子ども総合センターから警察への情報提供については、「刑事事件として立件の可能性がある重篤な事案」となっていますが、協定締結後は、

- ・頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案
 - ・一時保護が検討された案件
 - ・虐待通告後、48時間以内に安全確認ができない案件
 - ・虐待で一時保護、施設入所したものから家庭復帰する場合
- などが対象となりました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども総合センターから警察への情報提供人数	279 人	303 人	405 人